

ちば

平成21年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率

千葉県総務部財政課

目 次

平成21年度決算に基づく健全化判断比率等について

- 1 健全化判断比率について…………… 1
- 2 各公営企業の資金不足比率について…………… 3

平成21年度決算に基づく健全化判断比率等について

平成22年9月3日
千葉県総務部財政課
電話 043-223-2076

- 平成21年度決算に基づき「健全化判断比率」を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回りました。

区分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	3.75%
連結実質赤字比率	—	8.75%
実質公債費比率	11.4% (11.7%)	25.0%
将来負担比率	222.0% (218.9%)	400.0%

※ () 内は平成20年度の比率

- 各公営企業における「資金不足比率」は、平成21年度決算見込みにおいて資金不足を生じた公営企業はないため、該当ありません。

1 健全化判断比率について

- (1) 実質赤字比率 ②なし (②なし) 【早期健全化基準 3.75%】

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（普通交付税、標準税収入額等の経常的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

- (2) 連結実質赤字比率 ②なし (②なし) 【早期健全化基準 8.75%】

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

(3) 実質公債費比率 ⑳ 11.4% (㉑11.7%) 【早期健全化基準 25.0%】

一般会計等が負担する地方債の元利償還金などの、標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

今回の比率は、分子となる「地方債の元利償還金等」と、分母となる「標準財政規模」が前年度とほぼ同額となったことから、横ばいとなっています。

単位:億円

構成要素	平成21年度	平成20年度	平成19年度	21年度と20年度の差引
分子 ①=②+③-④	984	927	974	57
地方債の元利償還金 ②	931	1,065	1,155	△ 134
準元利償還金 ③	1,019	820	765	199
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④	966	958	946	8
分母 ⑤=⑥-⑦	8,371	8,461	8,360	△ 90
標準財政規模 ⑥	9,337	9,419	9,306	△ 82
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑦	966	958	946	8
実質公債費比率(%) ①/⑤	11.7	10.9	11.6	0.8

平成21年度数値(平成19年度～21年度平均)	11.4
-------------------------	------

※ 今後、監査委員の審査により、数値が変動することがあります。

(4) 将来負担比率 ㉒ 222.0% (㉓218.9%) 【早期健全化基準 400.0%】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。

今回の比率は、分子では、「地方債現在高」が臨時財政対策債の発行額の大幅な増加などにより将来負担額は増加(+1,162億円)しましたが、これらは将来地方交付税として措置(元利償還金を基準財政需要額に算入)されることから、将来負担額からの控除額も増加(+1,096億円)したため、分子全体では前年度とほぼ同額となったこと、一方、分母でも「標準財政規模」が前年度とほぼ同額となったことから、横ばいとなっています。

構成要素	平成21年度	平成20年度	差引	備考
分子 ①=②-⑪	18,589	18,523	66	
将来負担額 ②=③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	35,041	33,879	1,162	
一般会計等の平成21年度末地方債現在高 ③	27,437	26,059	1,378	
債務負担行為に基づく支出予定額 ④	622	673	△ 51	県が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めたもの
公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額 ⑤	678	718	△ 40	地方債の償還に係る一般会計等からの繰入金
組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額 ⑥	7	10	△ 3	一部事務組合が発行した地方債の償還に係る県の負担見込額
退職手当支給予定額 ⑦	6,219	6,356	△ 137	21年度末に全職員が退職したと仮定した場合の退職手当の支給予定額
設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額 ⑧	78	63	15	公社、第三セクター等の負債等に係る一般会計等の将来負担額
連結実質赤字額 ⑨				公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(資金不足額)
組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 ⑩				県が加入する一部事務組合の実質赤字額に対する一般会計等の負担見込額
将来負担額からの控除額 ⑪=⑫+⑬+⑭	16,452	15,356	1,096	
充当可能基金額 ⑫	2,380	2,151	229	地方債の償還額等に充当可能な基金の残高
特定財源見込額 ⑬	1,394	1,416	△ 22	地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額 ⑭	12,678	11,789	889	今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金等
分母 ⑮=⑯-⑰	8,371	8,461	△ 90	
標準財政規模 ⑯	9,337	9,419	△ 82	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑰	966	958	8	
将来負担比率(%) ①/⑮	222.0	218.9	3.1	

※ 今後、監査委員の審査により、数値が変動することがあります。

2 各公営企業の資金不足比率について

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

平成21年度においては、資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当ありません。

※公営企業：上水道事業、工業用水道事業、病院事業、土地造成整備事業、流域下水道事業、港湾整備事業、土地区画整理事業

[参 考 資 料]

<健全化判断比率等>

(参考1)	財政健全化法の概要等について	1
(参考2)	各健全化判断比率の算定式	4
(参考3)	健全化判断比率等の対象範囲	7
(参考4)	実質公債費比率の内訳	8
(参考5)	将来負担比率の内訳	9

(参考1)

1 財政健全化法の概要について

- 地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することになります。
- 健全化判断比率は、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、「早期健全化段階」や「財政再生段階」になった場合には、それぞれのスキームに従って財政健全化を図ることとなります。

2 早期健全化基準とは

- 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、「財政健全化計画」を定めなければなりません。
- 「財政健全化計画」は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等への報告、全国的な状況の公表等の規定を設けます。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

3 財政再生基準とは

- 健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、「財政再生計画」を定めなければなりません。
- 「財政再生計画」は、議会の議決を経て定め、速やかに公表します。また、総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。
- なお、「財政再生計画」に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債を起すことができません。

※早期健全化基準・財政再生基準（都道府県）

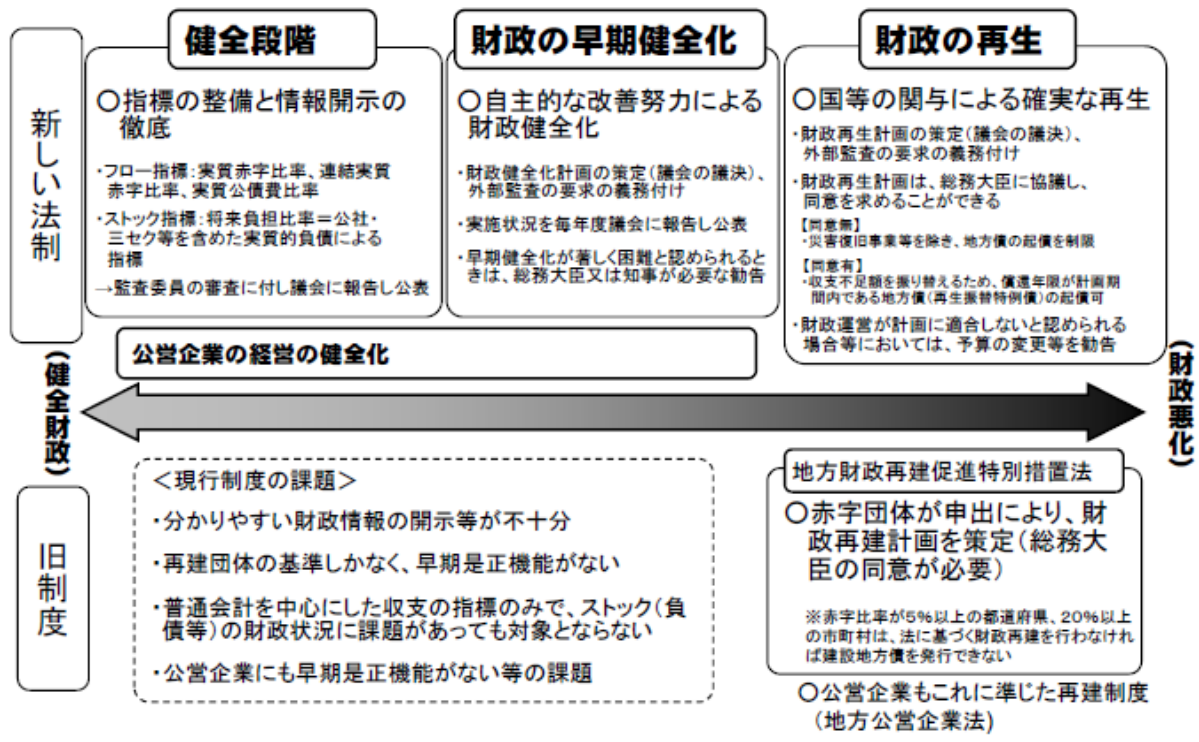
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	3.75%	8.75%	25.0%	400.0%
財政再生基準	5.00%	15.00%	35.0%	-
千葉県	-	-	11.4%	222.0%

※経営健全化基準

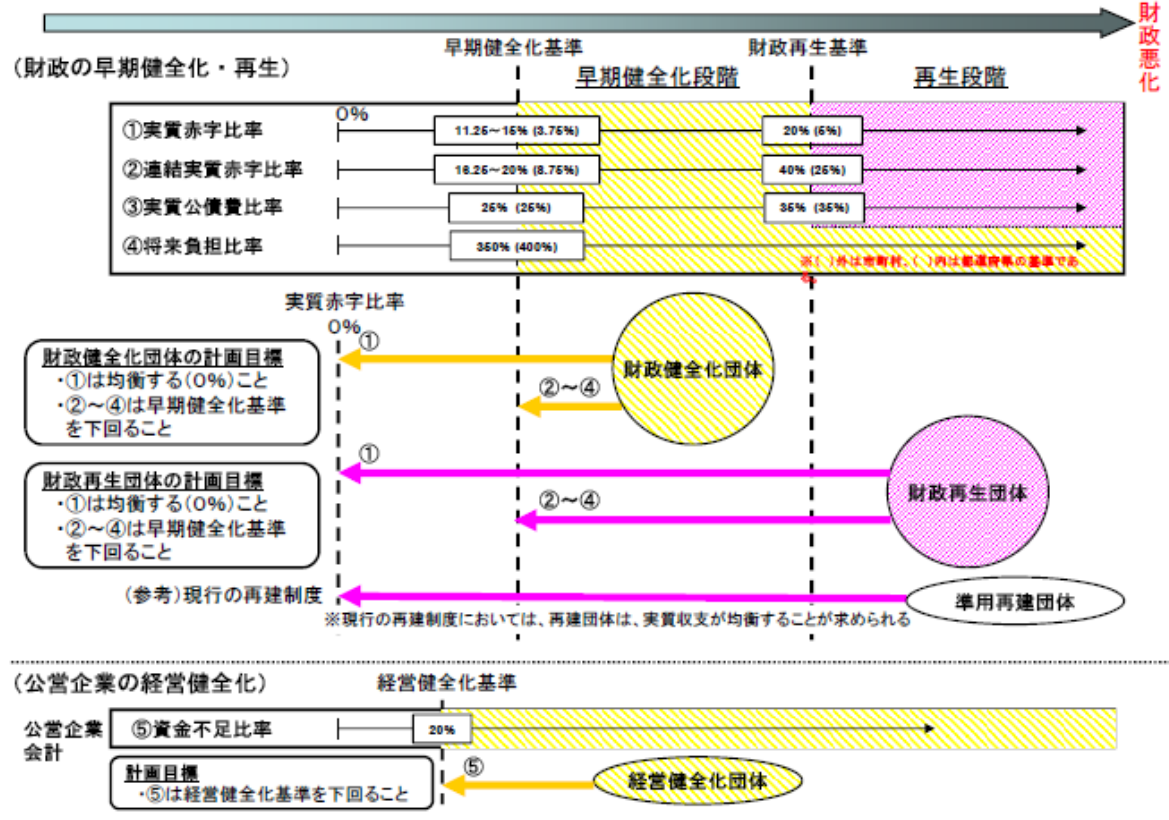
各公営企業の資金不足比率が、経営健全化基準（20%）以上の場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

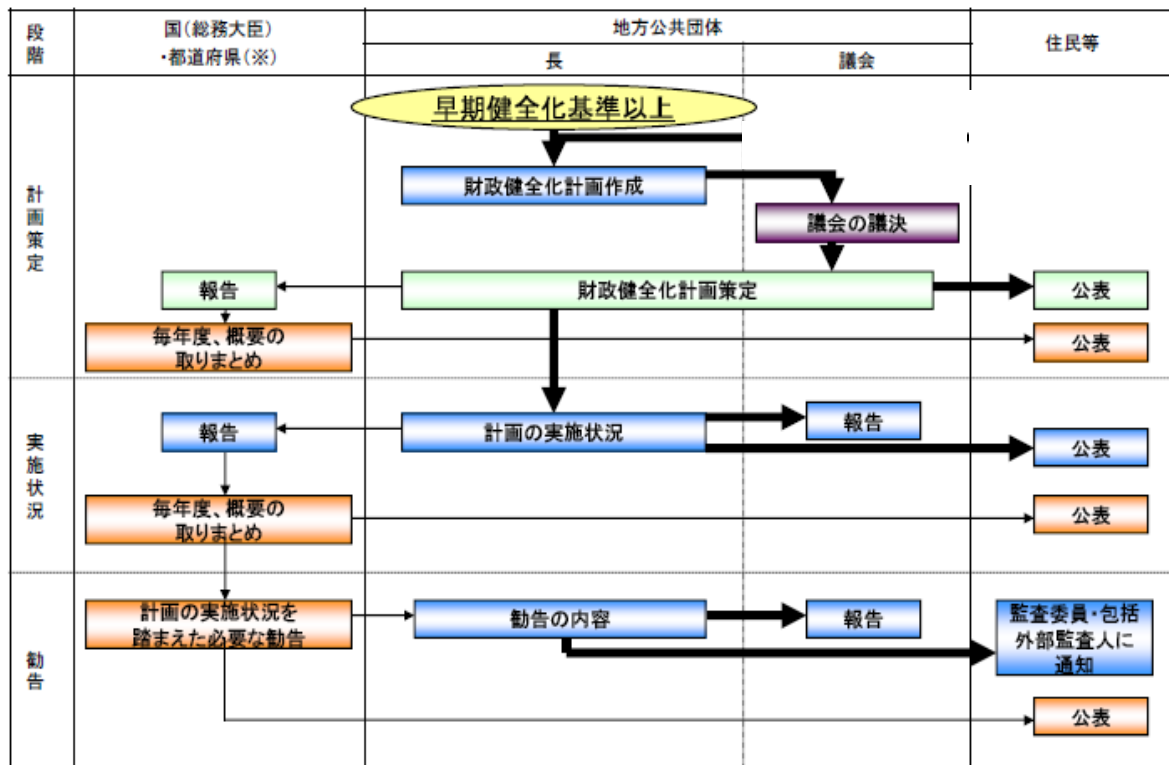
(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)



財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ



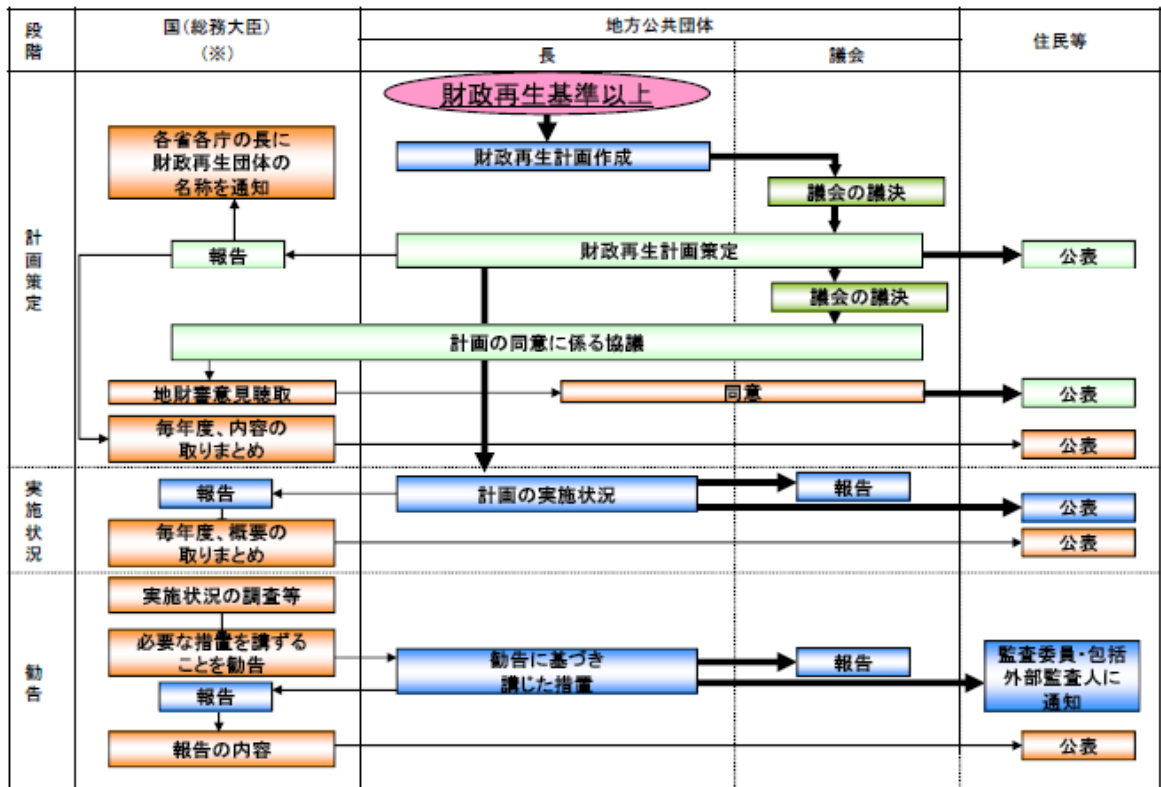
●早期健全化の手続き



※ 市町村(指定都市を除く)・特別区の財政の早期健全化の場合は、都道府県知事が行う。

出典：総務省 HP

●財政再生の手続き



※ 市町村(指定都市を除く)・特別区の財政の再生の場合は、都道府県知事を經由。

出典：総務省 HP

(参考2)

○各健全化判断比率の算定式

1 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○一般会計等：一般会計及び一般会計に係る16の特別会計(※)

※県債管理事業、市町村振興資金などの16の特別会計

○実質赤字額：「歳入歳出差引額（形式収支）」から「翌年度に繰り越すべき財源(※)」を控除した実質的な収支決算額（実質収支）が赤字の場合の当該赤字の額

※翌年度に繰り越すべき財源：継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額、事故繰越繰越額、事業繰越額、支払繰延額の合計額から未収入特定財源を控除した額

○標準財政規模：普通交付税、標準税収入額等の経常的な一般財源の規模

2 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○連結実質赤字額：①+②の合計額

① 一般会計等及び公営事業（公営企業以外）に係る特別会計(※)の実質赤字額

※公営競技事業

② 公営企業に係る特別会計(※)の資金不足額

※上水道事業、病院事業、土地造成事業、流域下水道事業などの7の特別会計

3 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金）} - \text{（特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

（3か年平均）

○地方債の元利償還金

一般会計等に係る公債費に充当した一般財源等の額

※繰上償還額、借換債を財源とした償還額、満期一括償還地方債の元金償還金を除く

○準元利償還金：①～⑤の合計額

① 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額（年度割相当額）等

※償還期間を30年とする元金均等年賦償還の方法により償還することとした場合における当該満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額と減債基金（本県では県債管理基金）積立不足額を考慮して算定した額との合計額

② 公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰入金

※対象公営企業：病院事業、流域下水道事業、港湾整備事業、土地区画整理事業

③ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金

※対象組合：北千葉広域水道企業団、君津広域水道企業団

④ 公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出

※PFI事業に係るもの、国営土地改良事業等に対する負担金など

⑤ 一時借入金の利子

※一会計年度内において、歳計現金が不足した場合に、その支払資金の不足を補うための借入金

○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

地方交付税の算定上、基準財政需要額(※)に算入される元利償還金及び準元利償還金

※基準財政需要額：普通交付税の算定基礎となるもので、合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要

4 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{（充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

○将来負担額：①～⑧の合計額

① 一般会計等の平成21年度末地方債現在高

② 債務負担行為(※)に基づく支出予定額

※地方公共団体が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めておくもので、予算の一部を構成

※PFI事業に係るもの、国営土地改良事業等に対する負担金など

③ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額

※対象公営企業：病院事業、流域下水道事業、港湾整備事業

④ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額

※対象組合等：北千葉広域水道企業団、君津広域水道企業団

⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）

※平成21年度末で全職員が自己の都合により退職したと仮定した場合の退職手当の支給予定額

⑥ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額

※対象法人：千葉県道路公社、千葉県土地開発公社（以上、財政健全化法施行令で明記）、(株)かずさアカデミアパーク、(財)千葉県水産振興公社、(財)千葉県まちづくり公社、千葉県信用保証協会、(財)千葉県産業振興センター（以上、県が損失補償を行っている法人）

⑦ 連結実質赤字額

※公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（資金不足額）。実質赤字額（資金不足額）はないため該当なし

⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

※対象となる一部事務組合は、千葉県競馬組合、北千葉広域水道企業団、君津広域水道企業団であるが、実質赤字額はないため該当なし

○ 充当可能基金額：上記①～⑥に充てることができる基金

地方債の償還額等に充てることができる基金残高

※算定時点（平成 22 年 3 月 31 日）において、当該基金を廃止するものと仮定した場合に、国等に返還する必要がある額等を除く

○ 特定財源見込額

地方債の償還額等に充てることができる特定財源

※地方債を財源とする貸付金の償還金、公営住宅の使用料など

○ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額

今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金及び準元利償還金

5 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○ 資金の不足額

（法適用企業） 資金の不足額 = （流動負債 - 流動資産）

（法非適用企業） 資金の不足額 = （歳入歳出差引額 - 翌年度に繰り越すべき財源）

○ 事業の規模

（法適用企業） 事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

（法非適用企業） 事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

※法適用企業：地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業（上水道事業、病院事業、工業用水道事業、土地造成整備事業）

法非適用企業：地方財政法第 6 条に規定する政令で定める公営企業（流域下水道事業、港湾整備事業、土地区画整理事業）

(参考3)

健全化判断比率の対象範囲

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	財政調整基金						
	県債管理事業						
	自動車税証紙						
	地方消費税清算						
	市町村振興資金						
	母子寡婦福祉資金						
	心身障害者扶養年金事業						
	日本コンベンションセンター						
	国際展示場事業						
	小規模企業者等設備導入資金						
	中小企業振興融資資金						
	農業改良資金						
	営林事業						
	林業・木材産業改善資金						
	沿岸漁業改善資金						
公共用地取得事業							
奨学資金							
公営事業会計	公営競技事業						
	公営企業会計	上水道事業					資金不足比率
		工業用水道事業					
		病院事業					
		土地造成整備事業					
		流域下水道事業					
		港湾整備事業					
		土地区画整理事業					
組合一合務部	北千葉広域水道企業団						
	君津広域水道企業団						
	千葉県競馬組合						
第三セクター等	千葉県道路公社						
	千葉県土地開発公社						
	(株)かずさアカデミアパーク						
	(財)千葉県水産振興公社						
	(財)千葉県まちづくり公社						
	千葉県信用保証協会						
(財)千葉県産業振興センター							

(参考4)

実質公債費比率の内訳

単位:百万円

構成要素	平成21年度	平成20年度	平成19年度	21年度と20年度の差引
分子 ①=②+③-④	98,421	92,676	97,384	5,745
地方債の元利償還金 ②	93,107	106,487	115,532	△ 13,379
準元利償還金 ③	101,901	81,996	76,480	19,905
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額等	89,863	76,204	70,073	13,659
公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰入金	4,818	4,559	5,017	259
病院事業	2,242	1,783	1,922	459
流域下水道事業	2,174	2,258	2,512	△ 84
港湾整備事業	65	212	441	△ 147
土地区画整理事業	337	306	142	31
組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金	223	278	475	△ 55
北千葉広域水道企業団	101	151	276	△ 50
君津広域水道企業団	122	127	199	△ 5
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出	6,885	872	878	6,013
PFI事業に係るもの	1,617	0	0	1,617
国営土地改良事業、(独)森林総合研究所、(独)水資源機構及び(独)環境再生保全機構の行う事業に対する負担金	4,579	31	1	4,548
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の賃借料	463	628	654	△ 165
損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出	37	10		27
利子補給に係るもの	189	203	223	△ 14
一時借入金の利子	112	83	37	29
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④	96,587	95,807	94,628	780
分母 ⑤=⑥-⑦	837,068	846,116	836,026	△ 9,048
標準財政規模 ⑥	933,655	941,923	930,654	△ 8,268
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑦	96,587	95,807	94,628	780
実質公債費比率 ①/⑤	11.75778	10.95310	11.64850	

平成21年度数値(平成19年度～21年度平均)	11.4
-------------------------	------

※ 今後、監査委員の審査により、数値が変動することがあります。

(参考5)

将来負担比率の内訳

単位:百万円

構成要素	平成21年度	平成20年度	差引	備考
分子 ①=②-⑩	1,858,879	1,852,306	6,573	
将来負担額 ②=③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	3,504,140	3,387,906	116,234	
一般会計等の平成21年度末地方債現在高 ③	2,743,684	2,605,867	137,817	
債務負担行為に基づく支出予定額 ④	62,232	67,316	△ 5,084	県が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めたもの
PFI事業に係るもの	25,365	27,357	△ 1,992	県警本部新庁舎建設等事業
国営土地改良事業に対する負担金	19,339	21,291	△ 1,952	国営両総用水事業 ほか
森林総合研究所等が行う事業に対する負担金	12,240	11,743	497	安房南部地区農用地総合整備事業 ほか
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の賃借料	1,263	1,895	△ 632	職員住宅の賃借、教職員住宅の購入など
依頼土地の買い戻しに係るもの	4,025	5,030	△ 1,005	土地開発公社への取得依頼土地の買い戻しに要する経費
公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額 ⑤	67,785	71,789	△ 4,004	地方債の償還に係る一般会計等からの繰入金
病院事業	17,519	19,070	△ 1,551	
流域下水道事業	48,858	50,721	△ 1,863	
港湾整備事業	1,408	1,998	△ 590	
組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額 ⑥	728	956	△ 228	
北千葉広域水道企業団	396	488	△ 92	県負担割合 42.7%
君津広域水道企業団	332	468	△ 136	県負担割合 44.4%・27.9%
退職手当支給予定額 ⑦ (全職員に対する期末要支給額)	621,915	635,622	△ 13,707	21年度末に全職員が退職したと仮定した場合の退職手当の支給予定額
設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額 ⑧	7,796	6,356	1,440	公社、第三セクター等の負債等に係る一般会計等の将来負担額
千葉県道路公社				
千葉県土地開発公社				
(株)かずさアカデミアパーク	702	776	△ 74	損失補償対象債務(780,196千円)の90%を算入
(財)千葉県水産振興公社	6	54	△ 48	損失補償対象債務(58,680千円)の10%を算入
(財)千葉県まちづくり公社	505	544	△ 39	損失補償対象債務(5,043,273千円)の10%算入
千葉県信用保証協会	6,493	4,951	1,542	損失補償実行率 0.4% (県制度融資)
(財)千葉県産業振興センター	90	31	59	損失補償実行率 1.1%,16.4% (設備貸与・機械類貸与事業)

構成要素		平成21年度	平成20年度	差引	備考
	連結実質赤字額 ⑨				公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(資金不足額)
	組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 ⑩				県が加入する一部事務組合の実質赤字額に対する一般会計等の負担見込額
	将来負担額からの控除額 ⑪=⑫+⑬+⑭	1,645,261	1,535,600	109,661	
	充当可能基金額 ⑫	238,069	215,081	22,988	地方債の償還額等に充当可能な基金の残高
	財政調整基金	1,615		1,615	
	県債管理基金	220,086	197,107	22,979	
	庁舎等建設基金	2,805	3,090	△ 285	
	血清研究所記念保健医療福祉基金	422	475	△ 53	
	社会福祉・医療施設整備等推進基金	2,090	3,088	△ 998	
	心身障害者扶養年金基金	31	32	△ 1	
	地域環境保全基金	848	848		
	中山間地域農村活性化基金	425	432	△ 7	
	森林整備担い手基金	800	800		
	みどりの基金	7,048	7,041	7	
	警察本部庁舎等建設基金	1,213	1,482	△ 269	
	美術品等取得基金	686	686		
	特定財源見込額 ⑬	139,406	141,646	△ 2,240	地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額
	国庫支出金		247	△ 247	県警本部新庁舎建設等事業
	地方債を財源とする貸付金の償還金	104,134	105,051	△ 917	外房線複線化事業貸付金返納、常磐新線建設資金返納 ほか
	公営住宅使用料等	28,160	28,658	△ 498	
	土地開発公社に対する貸付金の償還金	1,930	1,930		
	臨時地方道整備事業債等に係る千葉市負担金	5,182	5,760	△ 578	臨時地方道整備事業債、首都圏等整備事業債、幕張メッセ建設事業債
	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額 ⑭	1,267,786	1,178,873	88,913	今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金等
	分母 ⑮=⑯-⑰	837,068	846,116	△ 9,048	
	標準財政規模 ⑯	933,655	941,923	△ 8,268	
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑰	96,587	95,807	780	
	将来負担比率 ⑱/⑮	222.0	218.9	3.1	

※ 今後、監査委員の審査により、数値が変動することがあります。